

○東北大学学友会細則

改正 平成10年7月15日

平成13年6月12日

平成14年7月1日

平成15年6月25日

平成16年7月28日

平成17年7月14日

平成18年7月27日

平成19年7月26日

平成22年6月15日学友会全学協議会承認

平成23年8月4日学友会全学協議会承認

平成24年9月11日学友会全学協議会承認

平成25年7月24日学友会全学協議会承認

平成27年7月31日学友会全学協議会承認

平成28年7月13日学友会全学協議会承認

(趣旨)

第1条 この細則は、東北大学学友会会則（以下「会則」という。）第17条の規定に基づき、学友会各部の組織及び運営について必要な事項を定める。

(総務部)

第2条 総務部に、次の役員を置く。

総務部長1名、理事若干名、職員委員若干名、学生委員（各部の委員を除く。）若干名、幹事若干名

第3条 各部の事業実施については、予め総務部長を経て会長の承認を受けるものとする。

第4条 総務部は、各部（総務部を除く。）に対し、事業の現況報告を求めることができる。

第5条 総務部に、部内の重要事項を審議し、議決する機関として総務部役員会を置く。

2 総務部役員会は、総務部長、理事及び幹事をもって構成する。

(文化部)

第6条 文化部に、次の部を置く。

男声合唱部、混声合唱部、交響楽部、文芸部、美術部、映画部、演劇部、写真部、茶道部、能楽部、邦楽部、放送研究部、アマチュア無線部、落語研究部、E.S.S部、囲碁部、奇術部、軽音楽部、マンドリン楽部、化学部、オーディオ研究部、吹奏楽部、将棋部、書道部、生活部、アカペラコーラス部

2 前項の各部は、必要に応じて班に分けることができる。

3 第1項に定めるもののほか、文化部に、第19条に定める準加盟団体及び第20条に定める登録団体を置く。

第7条 文化部に、次の役員を置く。

文化部長1名、文化部副部長若干名、各部部長、各部副部長若干名、理事若干名、幹事若干名、

学生委員3名

2 前項の役員のうち、文化部副部長、各部部長、各部副部長、理事及び幹事の選任については、次の各号によるものとする。

- (1) 文化部副部長は、教授又は准教授をもって充て、文化部長の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- (2) 各部の部長は、教授又は准教授をもって充て、各部部員の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- (3) 各部の副部長は、教員をもって充て、各部部員の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- (4) 理事及び幹事は、教育・学生支援部職員をもって充てる。

第8条 文化部内各部に、それぞれ委員若干名を置き、班を置いた場合には、委員のうちから班主任1名を選出する。

第9条 文化部に、部内の重要事項を審議し、議決する機関として文化部役員会を置く。

2 文化部役員会は、第7条第1項に掲げる役員に、前条に定める委員のうちから各部1名の代表委員を加えて構成する。

第10条 文化部内各部には、部長の推薦により、師匠、師範等の指導者（以下、指導者という。）を置くことができる。

2 前項の指導者は、会長が委嘱する。

(体育部)

第11条 体育部に、次の部を置く。

陸上競技部、硬式野球部、準硬式野球部、硬式庭球部、軟式庭球部、ラグビー部、バレーボール部、蹴球部、バスケットボール部、卓球部、山岳部、水泳部、漕艇部、ヨット部、スケート部、乗馬部、バドミントン部、柔道部、スキー部、ハンドボール部、航空部、剣道部、弓道部、空手道部、自動車部、ワンダーフォーゲル部、ゴルフ部、合気道部、フェンシング部、応援団、サイクリング部、ボディビル部、少林寺拳法部、体操部、アメリカン・フットボール部、オリエンテーリング部、競技舞踏部、アーチェリー部、トライアスロン部、ラクロス部、レーシングカート部、新極真カラテ部、相撲部、ソフトボール部、中国武術部、防具空手道部、人力飛行部、フットサル部

2 前項の各部は、必要に応じて班に分けることができる。

3 第1項に定めるもののほか、体育部に、第19条に定める準加盟団体及び第20条に定める登録団体を置く。

第12条 体育部に、次の役員を置く。

体育部長1名、体育部副部長若干名、各部部長、各部副部長若干名、理事若干名、幹事若干名、学生委員3名

2 前項の役員のうち、体育部副部長、各部部長、各部副部長、理事及び幹事の選任については、次の各号によるものとする。

- (1) 体育部副部長は、教授又は准教授をもって充て、体育部長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(2) 各部の部長は、教授又は准教授をもって充て、各部部員の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(3) 各部の副部長は、教員をもって充て、各部部員の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(4) 理事及び幹事は、教育・学生支援部職員をもって充てる。

第13条 体育部内各部に、それぞれ委員若干名を置き、班を置いた場合には、委員のうちから班主任1名を選出する。

第14条 体育部に、部内の重要事項について審議し、議決する機関として体育部役員会を置く。

2 体育部役員会は、第12条第1項に掲げる役員に、前条に定める委員のうちから各部1名の代表委員を加えて構成する。

第15条 体育部内各部には、部長の推薦により、監督、コーチ等の指導者（以下、指導者という。）を置くことができる。

2 前項の指導者は、会長が委嘱する。

（連絡会議）

第16条 文化部及び体育部は、相互に連携し、学友会活動の一層の充実・発展に資するため、連絡会議を置く。

2 連絡会議の組織及び運営については、文化部及び体育部の協議により定める。

（報道部）

第17条 報道部に、次の役員を置く。

報道部長1名、理事若干名、幹事若干名、学生委員3名

2 前項の理事及び幹事は、教育・学生支援部職員をもって充てる。

第18条 報道部に、部内の重要事項について審議し、議決する機関として報道部役員会を置く。

2 報道部役員会は、前条第1項に掲げる役員をもって構成する。

（準加盟団体）

第19条 学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規（以下「内規」という。）に定める届け出を行って登録の更新を受理された団体（会則第5条に定める部並びに第7条第1項、第11条第1項に定める部及び次条に定める登録団体を除く。）は、準加盟団体とし、届け出に記載された目的、活動内容により、文化部又は体育部のいずれかに所属するものとする。

2 準加盟団体の顧問教員は、各団体の団体員からの推薦に基づき、会長が委嘱する。

（登録団体）

第20条 内規に定める申請を行って登録を許可された団体（会則第5条に定める部並びに第6条第1項、第11条第1項に定める部及び前条に定める準加盟団体を除く。）は、登録団体とし、申請書に記載された目的、活動内容により、文化部又は体育部のいずれかに所属するものとする。

2 前項の登録団体は、登録の更新を継続して3年間受けた場合は、前条に定める準加盟団体への登録を申請することができる。

3 登録団体の顧問教員は、各団体の団体員からの推薦に基づき、会長が委嘱する。

附 則

この細則は、平成10年7月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年6月12日から施行し、改正後の東北大学学友会細則の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成14年7月1日から施行し、改正後の東北大学学友会細則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成15年6月25日から施行し、改正後の東北大学学友会細則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成16年7月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年7月14日から施行する。

附 則 (平成18年7月27日改正)

この細則は、平成18年7月27日から施行する。

附 則 (平成19年7月26日改正)

この細則は、平成19年7月26日から施行する。

附 則 (平成22年6月15日改正)

この細則は、平成22年6月15日から施行する。

附 則 (平成23年8月4日改正)

この細則は、平成23年8月4日から施行する。

附 則 (平成24年9月11日改正)

この細則は、平成24年9月11日から施行し、改正後の第11条第1項の規定は、平成24年7月26日から適用する。

附 則 (平成25年7月24日改正)

この細則は、平成25年7月24日から施行する。

附 則 (平成27年7月31日改正)

この細則は、平成27年7月31日から施行する。

附 則 (平成28年7月13日改正)

この細則は、平成28年7月13日から施行する。